



# 第8次保健医療計画策定に向けた 当面の取組みについて

# 目次

本資料では、第8次保健医療計画策定に向けた今年度の取組みについて説明します。

## 1. 計画の概要等

## 2. 検討体制

## 3. 令和4年度の取組みについて

## 4. 今後のスケジュール

# 1. 計画の概要等

## 医療計画とは

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで、質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにするもの

## 記載内容及び計画期間

- ・ 「各種基準病床数」、「事業別、疾病別の医療体制の整備」、「地域包括ケアシステムの推進」、「医療従事者の確保・養成」等について、**現状・課題・施策**の三つの視点で記載
- ・ **現在の第7次保健医療計画の計画期間は、平成30年度～令和5年度までの6カ年**

## 留意が必要な事項について

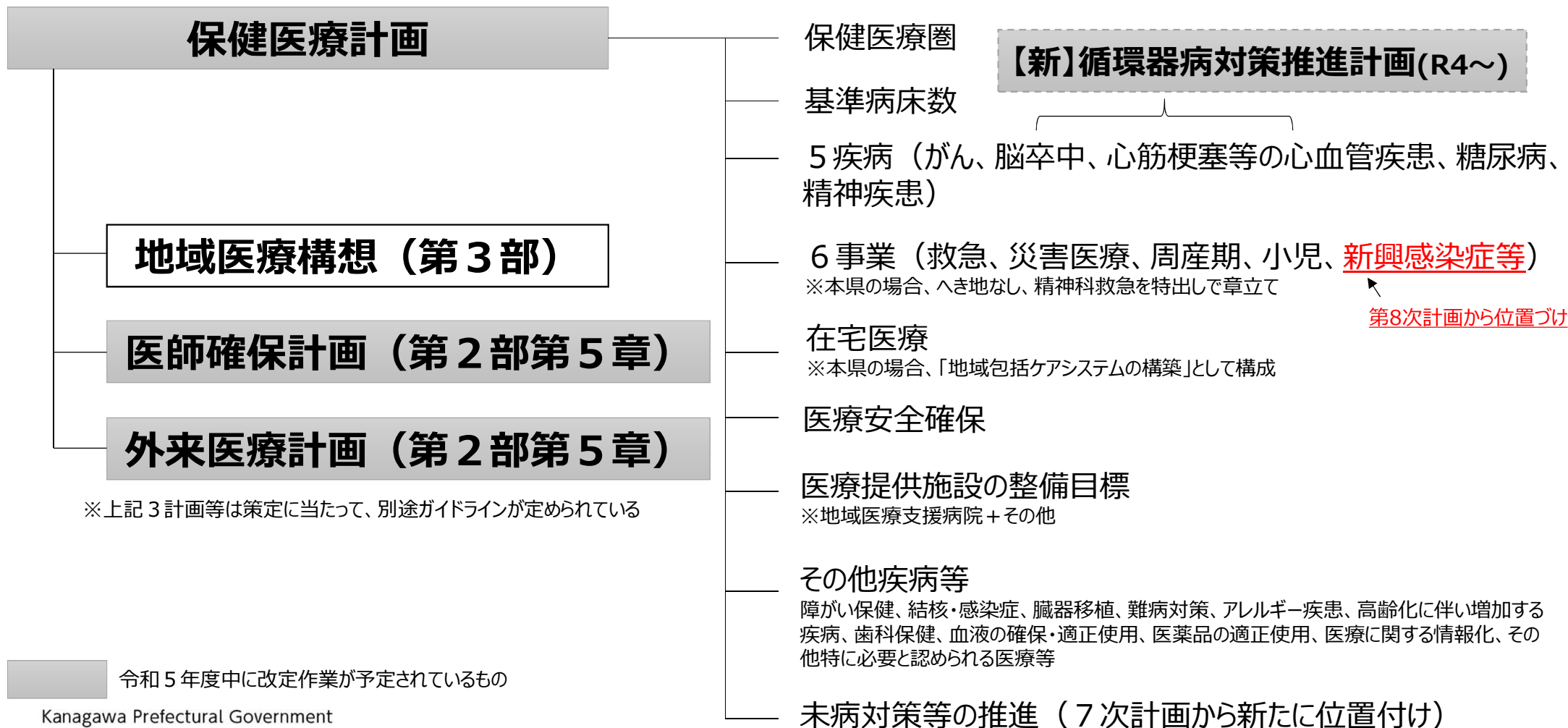
令和4年度末に国から新たな作成指針等が示される予定であるが、

- ・ 医療法改正に伴う新興感染症等の医療提供体制確保の事業化
- ・ 医師の働き方改革の全面施行（令和6年度）

を見据え、検討体制を整理し、令和4年度から検討を進めていく必要がある。

# 1. 計画の概要等（第7次保健医療計画の構成等）

令和4年7月20日令和4年度第1回  
保健医療計画推進会議資料



令和5年度中に改定作業が予定されているもの

# 1. 計画の概要等

## 策定に当たっての基本的な考え方（案）

### ➤ 5 疾病・6 事業・在宅医療を、P D C A の観点から推進する。

課題／取り組むべき施策／アウトプット／アウトカムの関係性の明確化

今後、2年間でおおむね次のような取組みを行う。

#### <令和4年度>

これまでの計画期間の振り返り（進捗評価）を行い、次期計画に向けた課題等を抽出  
データ等の分析、ロジックモデルを参考にしたアウトプット・アウトカム等の整理を行う。  
⇒年度末までに骨子の仮組みができることを目標

#### <令和5年度>

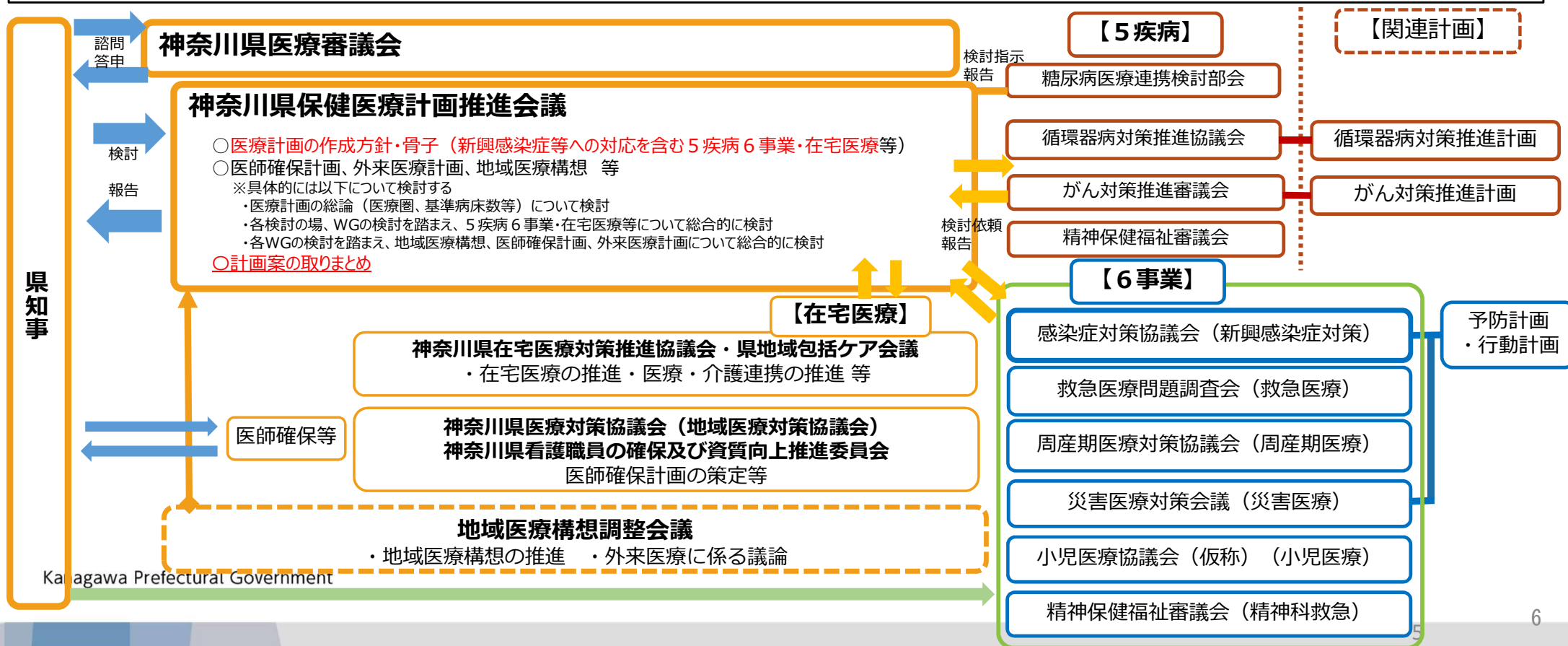
各会議体での意見等を踏まえつつ、骨子、素案、計画（案）を策定

- ・ 保健医療計画推進会議を議論の中心とし、各会議体と的確に連携
- ・ 関連計画（高齢者福祉計画、障がい福祉計画）等の改定動向に留意

## 2. 検討体制

令和4年7月20日令和4年度第1回  
保健医療計画推進会議資料

- 第7次計画策定経緯を踏まえ、疾病・事業ごとの既存会議体を活用して検討・議論し、神奈川県保健医療計画推進会議で全体の取りまとめ（議論）を行うことを基本とする。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策（予防計画）に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設けることとしてはどうか。



## 3. 令和4年度の取組みについて

令和4年9月26日令和4年度第2回  
保健医療計画推進会議資料

### 第7次保健医療計画の進捗評価

- 各項目において、策定時から現時点までの振り返り作業を実施する。
- 目標値を設定している5疾病・5事業、在宅医療について実績値の推移、達成状況の評価及び要因分析、課題等を明らかにする。
- 目標値を設定していない項目についてこれまでの取組みを定性的に総括し、課題等を明らかにする。

### 骨子案の検討

- 第8次医療計画策定の拠りどころとなる「医療計画作成指針」等については、国において現在検討が進められており、令和4年度末頃に示される予定
- そこで、現在の指針等を参考に、国の検討状況等も注視しながら、計画の進捗評価の作業と並行して計画の骨子案の検討を開始する。
- 検討に当たっては、一部の府県で採用しているロジックモデル（ある施策がその目的を達成するために至るまでの論理関係を明示した図など）の取組みも参考にする。

# 4. 今後のスケジュール





**説明は以上です。**